

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2024年4月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	制定	B0662	製品の幾何特性仕様(GPS)－測得	Geometrical product specifications (GPS)－Extraction	【制定・改正する理由(必要性)】 測得(Extraction)は、製品の幾何特性仕様(GPS)規格で多用される用語である。また、測得における基本的な形状に対するサンプリング方針を標準化することは、産業界における品質管理にとって非常に重要である。そのため、ISOでは、2010年に国際規格としてISO 14406(Geometrical product specifications (GPS)－Extraction)を発行した。このISO 14406の発行に伴い、最近では、我が国においても測得の定義及び形状に対するサンプリング方針の標準化について産業界・教育界のニーズが出されているため、この国際規格を基礎として速やかにJIS化することが望まれている。	【期待効果】 ISO 14406の発行に伴い、「測得」という語(Word)が使用され始め、浸透もしてきているが、その定義の厳密さを欠いているのが現状である。このような課題を解決するためにこの規格を制定することによって、用語及び定義、サンプリング方針方法の統一化が図られ、品質の改善及び技術の普及等に、大きな効果が見込める。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・測得におけるサンプリング及び再構成 ・サンプリングスキーム	-	ISO 14406:2010	MOD	第2条の該当号: 4(測定の方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	基礎的・基盤的分野	-	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年6月	17.040.01	5
JSA	01 基本	制定	B7440-11	製品の幾何特性仕様(GPS)－座標測定システム(CMS)の受入検査及び定期検査－X線CTの原理を用いた座標測定システム	Geometrical product specification (GPS)－Acceptance and reverification tests for coordinate measuring systems (CMS)－CMSs using the principle of X-ray Computed Tomography (CT)	【制定・改正する理由(必要性)】 これまでの座標測定機は物体表面の座標点を測定するものとして活用されてきたが、近年、物体内部の観察が可能なCTが改良され、サイズ測定が可能な産業用CTが開発された。産業用CTは内部の点を測定するため、受入検査及び定期検査で用いるアーティファクトを新たに開発する必要があり、このため、この趣旨でISO/TC213/WG10で開発が進められていたISO 10360-11の発行を待って、我が国でもJIS制定を検討する予定であったが、DISが承認されたいものの、技術的コンセンサスを獲得するのが難しい判断よりいったん取り下げられてISとしての発行には至っておらず、代わりにTSとしての発行が検討されている。一方、我が国においては、産業界より、現状の技術の実態に即した座標測定機について、X線CTの原理を用いた座標測定機の性能が、製造業者の仕様に適合するかどうかを検証するための受入検査及び定期検査、並びに使用者が定期的に検証するための定期検査についてISO/TSの発行を待たずにJIS化すべきとの要望が強く出されている。このような状況から、2021年に発行されたISO/DIS 10306-11を参考としたJISを制定する必要がある。なお、X線CTの原理を用いた座標測定システムの入入検査及び定期検査に関しては、ドイツにおけるVDI/VDE 2630 Part 1.3:2011(VDI/VDE 2617 Part 13:2011も同一)や米国におけるASME B89.4.23-2020などが発行されており、この規格はこれら既存の文書との整合化をできる限り図る。	【期待効果】 この規格を制定し、従来の座標測定機と同等の受入検査及び定期検査を規定することにより、従来の座標測定機を近年開発された産業用CTに置き換えることと推進されることで、内部の点の測定も可能となり、今後の鉱工業品の技術開発に寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号 ・計測特性に対する要求事項 ・受入検査及び定期検査 ・仕様との適合 ・適用事例 ・製品文書とデータシートの表示	-	-	無	第2条の該当号: 4(検査方法)	法律の目的に適合している。	利点: オ 欠点: いずれも該当しない。	基礎的・基盤的分野	-	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年6月	17.040.30	5

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2024年4月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	制定	B7440-13	製品の幾何特性仕様(GPS)－座標測定システム(CMS)の受入検査及び定期検査－第13部:光学式座標測定システム	Geometrical product specifications (GPS) – Acceptance and reverification tests for coordinate measuring systems (CMS) –Part 13: Optical 3D CMS	【制定・改正する理由(必要性)】 現在、長さを測定する座標測定機の受入検査及び定期検査については、JIS B 7440-8として標準化されているが、近年、技術開発によって広く普及してきている光学式座標測定機は、同時に数百万点を測定することができるため、従来の座標測定機と置き換えることができる。また、検査のスループットを大きく向上させることができる。しかし、光学式座標測定機の受入検査及び定期検査の規格はこれまで制定されていなかった。また、光学式座標測定機の構造が従来の直交型座標測定機と異なるため、直交型座標測定機を前提とした受入検査規格(JIS B 7440-2)を適用することも困難である。このため、光学式座標測定システム(CMS)が製造業者の指定する仕様と適合するかどうかを検証するための受入検査、及び使用者が光学式座標測定システム(CMS)の性能を定期的に検証するための定期検査について、ISO 10360-13(Geometrical product specifications (GPS) – Acceptance and reverification tests for coordinate measuring systems (CMS) – Part 13: Optical 3D CMS)が2021年に制定された。このような状況から、近年の技術に対応した光学式座標測定機の受入検査及び定期検査について、国際整合化したJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、従来の座標測定機と同等の受入検査及び定期検査を規定することにより、従来の座標測定機を光学式座標測定機に置き換えることが期待される。従来の座標測定機では測定点を1点ずつ測定するのに対し、光学式座標測定機では、同時に数百万点の測定が可能である。結果として、測定時間の短縮、さらには、製品の抜き取り検査から全数検査が可能になり、製品の品質の向上が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号 ・定格動作条件 ・受入検査及び定期検査 ・仕様への適合 ・適用事例 ・製品文書及びデータシートへの表示 ・附属書B(校正された検査用の長さを実現する標準器)		ISO 10360-13:2021	MOD	第2条の該当号: 4(検査方法)	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	基礎的・基盤的分野		一般財団法人日本規格協会のWG	2023年6月	17.040.30	5
JSA	05 電気	制定	C2139-2-1	固体電気絶縁材料の誘電特性及び抵抗特性－第2-1部:低周波数領域(0.1 Hz ～ 10 MHz)における比誘電率及び誘電正接測定方法	Dielectric and resistive properties of solid insulating materials -Part 2-1: Relative permittivity and dissipation factor - Low frequencies (0,1 Hz to 10 MHz) - AC methods	現在、電気絶縁材料の比誘電率及び誘電正接の測定方法に関しては、JIS C 2138 (電気絶縁材料－比誘電率及び誘電正接の測定方法)が2007年に制定されている。この対応国際規格は、1969年に発行されたIEC 60250 であり、制定は今から54年前のものである。近年、測定器に使用するデジタル計測技術の発展などによって、測定可能周波数がより低い周波数まで伸びたこと、全周波数領域においてより高い精度の測定が可能になったことなど、測定装置の技術的な進歩が顕著なものとなっている。この技術的進歩によって、特に測定周波数が高い領域(1MHz～300MHz)において高い精度で測定を実施するためには、高周波数領域での特有の測定手順を標準化する必要性が生じてきた。一方、低い周波数領域では、測定可能周波数の下限領域が伸びて、0.1Hzまで高い精度の測定が可能となってきた。このような背景から、IEC規格では、取り扱う測定周波数を見直すとともに、低周波数領域(0.1Hz～10MHz)と高周波数領域(1MHz～300MHz)とに分割し、それぞれIEC 62631-2-1:2018及びIEC 62631-2-2:2022として新たな規格が制定され、対応国際規格であるIEC 60250は廃止された。このため、我が国においても、固体絶縁材料の基本的な特性の一つである比誘電率及び誘電正接の測定方法に関して国際規格との整合を図るとともに、最近の技術の実態に即し、測定器の性能や機能の向上に対応するため、新たに二つの周波数領域における測定方法を別々に規定するJISを制定する必要がある。この規格は、そのうち低周波数領域(0.1Hz～10MHz)の測定方法について規定するものである。なお、これらのJISの制定に伴って、JIS C 2138は廃止する。	【期待効果】 この規格の制定によって固体絶縁材料の誘電特性の測定方法及びその測定器に関して国内外で整合性が確保されることから、関連する領域の製品開発や市場の混乱を防ぐことができるだけでなく、測定に関する正しい認知が定着することによって、製品開発の促進及び市場の拡大に寄与することが期待できる。	主な規定項目は次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 測定方法 5 試験手順 6 報告 7 繰返し性及び再現性	JIS C 2138: 2007	IEC 62631-2-1 (2018)	MOD	第2条の該当号: 4(測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2024年1月		2	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2024年4月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	制定	C2139-2-2	固体電気絶縁材料の誘電特性及び抵抗特性—第2-2部:高周波数領域(1MHz~300MHz)における比誘電率及び誘電正接測定方法	Dielectric and resistive properties of solid insulating materials -Part 2-2: Relative permittivity and dissipation factor - high frequencies (1 MHz to 300 MHz) - AC methods	現在、電気絶縁材料の比誘電率及び誘電正接の測定方法に関しては、JIS C 2138 (電気絶縁材料—比誘電率及び誘電正接の測定方法)が2007年に制定されている。この対応国際規格は、1969年に発行されたIEC 60250であり、制定は今から54年前のものである。近年、測定器に使用するデジタル計測技術の発展などによって、測定可能周波数がより低い周波数まで伸びたこと、全周波数領域においてより高い精度の測定が可能になったことなど、測定装置の技術的な進歩が顕著なものとなっている。この技術的進歩によって、特に測定周波数が高い領域(1MHz~300MHz)において高い精度で測定を実施するためには、高周波数領域での特有の測定手順を標準化する必要性が生じてきた。一方、低い周波数領域では、測定可能周波数の下限領域が伸びて、0.1Hzまで高い精度の測定が可能となってきた。 このような背景から、IEC規格では、取り扱う測定周波数を見直すとともに、低周波数領域(0.1Hz~10MHz)と高周波数領域(1MHz~300MHz)とに分割し、それぞれIEC 62631-2-1:2018及びIEC 62631-2-2:2022として新たな規格が制定され、対応国際規格であるIEC 60250は廃止された。このため、我が国においても、固体絶縁材料の基本的な特性の一つである比誘電率及び誘電正接の測定方法に関して国際規格との整合を図るとともに、最近の技術の実態に即し、測定器の性能や機能の向上に対応するため、新たに二つの周波数領域における測定方法を別々に規定するJISを制定する必要がある。この規格は、そのうち高周波数領域(1MHz~300MHz)の測定方法について規定するものである。なお、これらのJISの制定に伴って、JIS C 2138は廃止する。	【期待効果】 この規格の制定によって固体絶縁材料の誘電特性の測定方法及びその測定器に関して、国内外で整合性が確保されることから、関連する領域の製品開発や市場の混乱を防ぐことができるだけでなく、測定に関する正しい認知が定着することによって、製品開発の促進及び市場の拡大に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり; 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.測定方法 5.試験手順 6.報告 7.繰返し性及び再現性	JIS C 2138: 2007	IEC 62631-2-2(2022)	MOD	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 固体絶縁材料	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2024年1月			2
JSA	06 電子	制定	C5930-3	光伝送用スイッチ—第3部:シングルモードファイバビッグテール形1×2及び2×2スイッチ	Fiber optic switches—Part 3: Non-conectorized single-mode fiber optic 1 x 2 and 2 x 2 switches	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバ通信システムは、情報化社会を支えるインフラとして必要不可欠なものであり、ここでは多量の1×2及び2×2光スイッチが使用されている。また、今後のICT社会の更なる発展に伴い、光スイッチは今後も多量に導入することが予想されているが、現在、JISは制定されておらず、国際規格IEC61753-071-02に基づいた光スイッチが使用されている。その他の光ファイバ通信システム用光部品と同様に、国際規格との整合性を維持しつつ国内の通信事業者の使用環境に合わせた規格の存在が望ましいため、IEC61753-071-02に基づいたJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、国内の通信事業者が使用している光ファイバ通信システム用の光部品と同様の使用環境に対応した光スイッチの調達が可能となり、調達コストの削減、システムの拡張及び災害・保守時の追加調達が迅速に行え、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	主な規定項目は、以下のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.定格 5.光学特性 6.耐環境性及び耐久性 7.試料 8.試験報告書 9.表示 10.包装 11.安全	-	IEC 61753-071-02:2020	MOD	第2条の該当号: 1(種類、性能、耐久性) 対象事項: 光伝送用スイッチ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年10月	33.180.20	5	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2024年4月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C5954-8	光伝送用能動部品一試験及び測定方法一第8部:発光素子及び受光素子	Fiber optic active components and devices - Test and measurement procedures - Part 8: Photoemitters and photoreceivers	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>光伝送用能動部品の測定方法について、JISでは、IEC 60747-5:1992(Semiconductor devices, Discrete devices and integrated circuits - Part 5: Optoelectronic devices)から対応する部品の測定方法を包含した、JIS C 5941(光伝送用半導体レーザー測定方法)、JIS C 5945(光伝送用半導体レーザーモジュール測定方法)、JIS C 5951(光伝送用発光ダイオード測定方法)及びJIS C 5991(光伝送用フォトダイオード測定方法)が対応しており、部品種別ごとに異なるJISとなっている。</p> <p>一方、IECでは1997年にIEC 60747-5から光伝送用に特化した測定方法を抽出してIEC 62007-2(Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications - Part 2: Measuring methods 1997年制定 2009年改訂)を再編し、基本特性の測定方法はIEC 60747-5に残された。その後、IEC 60747-5から各部品の基本特性測定方法を包含したIEC規格として、半導体レーザー(モジュールを含む)のIEC 60747-5-4(Semiconductor devices - Part 5-4: Optoelectronic devices - Semiconductor lasers 2006年制定 2022年改訂)、発光ダイオードのIEC 60747-5-6(Semiconductor devices - Part 5-6: Optoelectronic devices - Light emitting diodes 2016年制定 2021年改訂)、フォトダイオードのIEC 60747-5-7(Semiconductor devices - Part 5-7: Optoelectronic devices - Photodiodes and phototransistors 2016年制定)を再編した。</p> <p>このように、IEC規格とJISとの対応関係に不整合が生じているとともに、IECではそれぞれの部品の測定方法について、IEC 60747-5シリーズに規定されている基本特性測定方法とIEC 62007-2に規定されている測定方法とを共に参照する必要があり不便であった。</p> <p>よって、規格利用者の不整合による混乱を避けるとともに、1つの規格とすることで利便性を向上させるために、現行規格JIS C 5941、JIS C 5945、JIS C 5951及びJIS C 5991を包含し、現行IEC規格と整合した光伝送用半導体部品の測定方法を新たにJIS C 5954-8として制定する。なお、これに伴い、重複するJIS C 5941、JIS C 5945、JIS C 5951及びJIS C 5991は廃止する。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格を制定することによって、</p> <p>a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。</p> <p>b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用範囲 引用規格 用語及び定義 発光素子測定方法 受光素子測定方法 	<p>C5941: 1997、</p> <p>C5945: 2005、</p> <p>C5951: 1997、</p> <p>C5991: 1997</p>	<p>IEC 60747-5-4: 2022、</p> <p>Semiconductor devices - Part 5-4: Optoelectronic devices - Semiconductor lasers</p> <p>IEC 60747-5-6: 2021、</p> <p>Semiconductor devices - Part 5-6: Optoelectronic devices - Light emitting diodes</p> <p>IEC 60747-5-7: 1997、</p> <p>Semiconductor devices - Part 5-7: Optoelectronic devices - Photodiodes and phototransistors</p> <p>IEC 62007-2: 2009、</p> <p>Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications - Part 2: Measuring methods</p>	MOD	<p>第2条の該当号: 4(測定方法)</p> <p>対象事項: 光伝送用能動部品</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア, オ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月		2
JSA	06 電子	制定	C5955-4	光伝送用能動部品一性能標準テンプレート一第4部:光伝送用半導体レーザー及び半導体レーザーモジュール	Fiber optic active components and devices - Performance standard template - Part 4: Laser diodes and laser modules for fiber optic transmission	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>光伝送用半導体レーザー関連の性能標準テンプレートに関する規格として、JISでは光伝送用半導体レーザーに関してはJIS C5940(光伝送用半導体レーザー通則)が、光伝送用半導体レーザーモジュールに関してはJIS C5944(光伝送用半導体レーザーモジュール通則)が制定されている。対応国際規格は、半導体レーザーについてはIEC60747-5(Semiconductor devices, Discrete devices and integrated circuits - Part 5: Optoelectronic devices: 1992年制定, 1995年修正2発行)であり、半導体レーザーモジュールについてはIEC62007-1(Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications - Part 1: Specification template for essential ratings and characteristics: 1997年制定, 2015年改訂)である。なおIEC60747-5の一部として包含されていた半導体レーザーについては、2006年にIEC60747-5-4(Semiconductor devices - Part 5-4: Optoelectronic devices - Semiconductor lasers: 2006年制定, 2022年改訂)に移行している。JIS C5940及びJIS C5944では定格及び性能に加え環境試験及び耐久試験についても項目が規定されており、さらに規定値として記述すべき数値の範囲や性能の試験条件として与えるべき数値の範囲が規定(JIS C5940)又は推奨値として示され(JIS C5944)ている。しかし、IEC60747-5-4及びIEC62007-1のいずれもJISとは異なり、定格及び性能については規定すべき事項だけを規定し、個々の数値については規定せず、環境試験及び耐久試験については規定が無い。これは光伝送用部品に関するIEC規格が、応用により個々に規定すべき性能標準が異なることから、部品ごとの性能標準テンプレートは最小限の共通事項のみを規定し、環境試験及び耐久試験も応用ごとに異なるので個々の応用に対応した性能標準テンプレート又は性能標準で規定するという体系に変わってきたことによるものである。このようにIEC規格とJISとの対応関係に不整合が生じているので、混乱を避けるために新たにIEC規格と整合した性能標準テンプレートの制定が必要である。また、半導体レーザーと半導体レーザーモジュールは共通事項が多いことから、1つの規格とすることで規格利用者の利便性を向上を図るため、JIS C5940及びJIS C5944の両規格の内容を包含しIEC規格と整合した性能標準テンプレートとすることとし、JIS C5955規格群(性能標準テンプレート)における新たな規格(JIS C5955-4)として制定する。なお、これに伴い、重複するJIS C5940及びJIS C5944は廃止する。</p>	<p>この規格を制定することによって、</p> <p>a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。</p> <p>b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用範囲 引用規格 用語及び定義 形状及び分類 パッケージ情報 レーザー構造及び半導体材料 絶対最大定格規定 電氣的及び光学的性能規定項目 附属性能説明項目 	<p>C5940: 1997、</p> <p>C5944: 2005</p>	<p>IEC 60747-5-4: 2022、</p> <p>Semiconductor devices - Part 5-4: Optoelectronic devices - Semiconductor lasers</p> <p>IEC 62007-1: 2015、</p> <p>Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications - Part 1: Specification template for essential ratings and characteristics</p>	MOD	<p>第2条の該当号: 1(性能)</p> <p>対象事項: 光伝送用能動部品</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア, ウ, オ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月		2

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2024年4月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	制定	C5955-5	光伝送用能動部品－性能標準テンプレート－第5部：光伝送用発光ダイオード	Fiber optic active components and devices – Performance standard template – Part 5: Light emitting diodes for fiber optic transmission	【制定・改正する理由(必要性)】 光伝送用発光ダイオードの性能標準テンプレートに関する規格として、JISではJIS C 5950(光伝送用発光ダイオード通則)が制定されている。対応国際規格はIEC 60747-5:1992+AMD1:1994(Semiconductor devices, Discrete devices and integrated circuits – Part 5: Optoelectronic devices)である。IEC規格ではIEC 62007-1(Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications – Part 1: Specification template for essential ratings and characteristics)が光伝送用に特化した光伝送用半導体部品性能標準テンプレートとして1997年に制定(2015年修正版発行)されており、この中に光伝送用発光ダイオードも含まれている。 JIS C 5950では定格及び性能に加え環境試験及び耐久性試験についても項目が規定されており、さらに規定値として記述すべき数値の範囲や性能の試験条件として与えるべき数値の範囲も規定されている。IEC 62007-1ではJIS C 5950とは異なり、基本性能及び特性について規定すべき事項だけを規定し、個々の数値については規定せず環境試験及び耐久性試験については規定が無い。これは光伝送用部品に関するIEC規格が、応用により個々に規定すべき性能標準が異なることから、部品ごとの性能標準テンプレートは最小限の共通事項のみを規定する、及び環境試験及び耐久性試験も応用ごとに異なるので個々の応用に対応した性能標準テンプレート又は性能標準で規定するという体系に変わってきたことによるものである。 このようにIEC規格とJISとの対応関係に不整合が生じているので、混乱を避けるために新たにIEC規格と整合した性能標準テンプレートの制定が必要である。JISでは光伝送用能動部品の性能標準テンプレートはJIS C 5955規格群で構成されていることから、IEC 62007-1と整合した光伝送用発光ダイオードの性能標準テンプレートを新たにJIS C 5955規格群(性能標準テンプレート)におけるJIS C 5955-5として制定する。なお、これに伴い重複するJIS C 5950を廃止する。	この規格を制定することによって、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・構造及び半導体材料 ・パッケージ情報 ・絶対最大定格規定 ・電気的及び光学的性能規定項目 ・附属性能説明項目	C5950: 1997	IEC 62007-1: 2015, Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications – Part 1: Specification template for essential ratings and characteristics	MOD	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア, ウ, オ 欠点: いずれも該当しない。	–	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月			2
JSA	06 電子	制定	C5955-6	光伝送用能動部品－性能標準テンプレート－第6部：光伝送用フォトダイオード	Fiber optic active components and devices – Performance standard templates – Part 6: Photodiodes for fiber optic transmission	【制定・改正する理由(必要性)】 光伝送用フォトダイオードの性能標準テンプレートに関する規格として、JISではJIS C 5990(光伝送用フォトダイオード通則)が制定されている。対応国際規格はIEC 60747-5:1992+AMD1:1994(Semiconductor devices, Discrete devices and integrated circuits – Part 5: Optoelectronic devices)である。IEC規格では、IEC 62007-1(Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications – Part 1: Specificatoin template for essential ratings and characteristics)が光伝送用に特化した光伝送用半導体部品性能標準テンプレートとして1997年に制定(2015年修正版発行)されており、この中に光伝送用フォトダイオードも含まれている。 JIS C 5990では定格及び性能に加え環境試験及び耐久性試験についても項目が規定されており、さらに規定値として記述すべき数値の範囲や性能の試験条件として与えるべき数値の範囲も規定されている。IEC 62007-1ではJIS C 5990とは異なり、基本性能及び特性について規定すべき事項だけを規定し、個々の数値については規定せず、環境試験及び耐久性試験については規定が無い。これは光伝送用部品に関するIEC規格が、応用により個々に規定すべき性能標準が異なることから、部品ごとの性能標準テンプレートは最小限の共通事項のみを規定する、及び環境試験及び耐久性試験も応用ごとに異なるので個々の応用に对应した性能標準テンプレート又は性能標準で規定するという体系に変わってきたことによるものである。 このようにIEC規格とJISとの対応関係に不整合が生じているので、混乱を避けるために新たにIEC規格と整合した性能標準テンプレートの制定が必要である。JISでは光伝送用能動部品の性能標準テンプレートはJIS C 5955規格群で構成されていることから、IEC 62007-1と整合した光伝送用フォトダイオードの性能標準テンプレートを新たにJIS C 5955規格群(性能標準テンプレート)におけるJIS C 5955-6として制定する。なお、これに伴い重複するJIS C 5990を廃止する。	この規格を制定することによって、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・パッケージ形状分類 ・レーザ構造及び半導体材料 ・絶対最大定格規定 ・定格規定及び特性規定項目 ・電気的及び光学的性能規定項目 ・附属性能説明項目	C5990: 1997	IEC 62007-1: 2015, Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications – Part 1: Specification template for essential ratings and characteristics	MOD	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア, ウ, オ 欠点: いずれも該当しない。	–	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月			2

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2024年4月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C60194-1	プリント基板の設計、製造及び組立—用語—第1部:プリント基板及び電子実装技術共通	Printed boards design, manufacture and assembly – Vocabulary – Part 1: Common usage in printed board and electronic assembly technologies	【制定・改正する理由(必要性)】 プリント配線板、受動部品、半導体などの電気・電子部品は、世界のあらゆる業種で用いられており、共通用語を用いることは国内外を問わず取引上でも重要となる。IECでは、プリント配線板、受動部品、半導体などの電気・電子部品の用語を対象としたIEC 60194-1(Printed boards design, manufacture and assembly – Vocabulary – Part 1: Common usage in printed board and electronic assembly technologies)を2021年に制定した。我が国においても、電気・電子部品に関連する諸活動における相互理解を図るため、国際規格IEC 60194-1を基にした用語の標準化を図る必要がある。	【期待効果】 プリント配線板、受動部品、半導体などを製造、販売及び/又は使用する際に、標準化された共通用語を用いることで、技術的な調整が容易となって、開発・製造の効率化が図れるとともに、受渡当事者間での取引におけるトラブル防止及び円滑化につながる事が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義		IEC 60194-1:2021	IDT	第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: プリント配線板及び電子実装技術	法律の目的に適合している。	利点: ウ、エ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月	31.180;31.190	5
JSA	07 情報	制定	C60300-1	総合信頼性マネジメント—第1部:総合信頼性のマネジメント	Dependability management – Part 1: Managing dependability	この規格は、下記の内容で2023年6月の産業標準作成委員会において、C5750-1改正としてテーマ審議を行い、承認を得た。現在C60300-1を含めTC56分野の主要5規格がIEC 60300シリーズとして改訂・作成中である。素案作成委員会において、このTC56最上位規格改正の機会にIEC規格と規格番号を合わせたいという強い要望があった。C60300-1とすることが、日本における総合信頼性JISの普及にも役立つことから、改めてC60300-1として制定する必要がある。 この規格は、総合信頼性(ディペンダビリティ)分野の最上位規格であり、製品のための総合信頼性マネジメントシステム概念及び原則について規定したものである。総合信頼性とは、アイテム(製品、システム及びそれらの構成要素)が、そのライフサイクルを通じて、要求されたときに、その要求どおりに遂行するための能力を指す。前回改正から既に10年以上が経過し、その間の技術の進歩によって、総合信頼性の対象分野も製品のみならずオープンシステムへ、また、複雑系へと広がりを見せている。オープンシステムでは、様々な開発元のソフトウェアや機器を組み合わせる構築するシステムのため、予期しない障害、攻撃及び環境変化が生じる可能性がある。これらを踏まえ、IEC/TC 56では、総合信頼性の主特性である信頼性、保全性、支援性及びアベイラビリティに関わる規格を再編・改訂する作業を進めており、IEC 60300-1が2024年3月に改訂・発行される予定である。現在、この規格は、対応国際規格の2003年版と整合が図られたものとなっているが、対応国際規格は、その後、2014年に改訂が行われ、今回の改訂で再び規格名称及び内容が見直される。こうしたことから、我が国においても、最近の市場及び情報技術の実態に即し、また、最新の国際規格との整合を早期に図るために、総合信頼性の最上位規格である当該JISを迅速に改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、我が国の実態を踏まえつつ、国際規格との整合が図られた総合信頼性マネジメントシステムの下で、システム、製品及びサービスの供給・購入が可能となることから、国際産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与し、ひいては産業界の発展に大きく貢献することが期待できる。	・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義並びに略語 ・この規格の主要な概念及び適用 ・組織のマネジメントシステムへの総合信頼性の統合 ・プログラムの設計 ・プログラムマネジメント活動 ・総合信頼性技術活動	C5750-1:2010 C5750-2:2010	IEC 60300-1	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2024年4月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	制定	C60695-1-11	火災危険性試験—電気電子—第1—11部:電気・電子製品の火災危険性評価指針—火災危険性アセスメント	Fire hazard testing—Part 1-11: Guidance for assessing the fire hazard of electrotechnical products - Fire hazard assessment	【制定・改正する理由(必要性)】 現在電気・電子製品の火災危険性を評価するための試験方法については、JIS C 60695-2規格群などの国際整合された規格は存在するが、特定した製品に関連する火災シナリオにおいて火災危険性を排除するためのアセスメントを実施するためのJISが確立されていない。火災危険性アセスメントは、ハードウェアの製品設計に有用であり、このアセスメント手法をIEC/TC89が開発した電気・電子製品の火災危険性アセスメントを規定した国際規格に整合したJISを作成することによって標準化する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、国際的に認知された火災安全学に基づいた、電気・電子製品の火災危険性に関するアセスメント手法が確立され、このアセスメントで得られた知見に基づいて電気・電子製品を設計・製造することによって、火災に対してより一層安全性の高い製品の提供が可能となることから、安全・安心を求める社会ニーズに貢献することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1・適用範囲 2・引用規格 3・用語及び定義 4・火災危険性アセスメントの要素 5・火災危険性試験 6・火災危険性アセスメントプロセス 7・火災危険性アセスメントの範囲及び制限 8・火災試験要求事項・規格	-	IEC 60695-1-11:2014	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年8月	13.220.40; 29.020	3
JSA	05 電気	制定	C60721-2-6	環境条件の分類—第2-6部:自然環境の条件—地震の振動及び衝撃	Classification of environmental conditions - Part 2-6: Environmental conditions in nature - Earthquake vibration and shock	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、地震の振動や衝撃に関する自然界に現れる環境条件について、製品が保管および使用中にさらされる可能性のある厳しさの参考資料として、地震の特微的で基本的な特性と量を明確化する。対応国際規格の第1版が1990年にIEC 60721-2-6として発行され、地震研究の進展に伴い、①機器を設置する地震活動レベルゾーンを限られた数のクラスに分類する。②地震に関する強度、マグニチュード、および最大地盤加速度の間の相関関係を厳密な方法で定義することは科学的に不確実なため、これらの相関関係を削除する。③強度とマグニチュードの両方のスケールを更新する。④実用的でなかった地震ゾーンマップの代わりに、世界中で一貫したピーク加速度分布の取得方法に関する情報を付属書として提供する。などの改訂をした第2版が2022年に発行された。電気・電子機器等の合理的な耐震設計開発の観点から、地震の振動や衝撃に関する基本的な特性及び地震活動レベルゾーンの情報を提供する本規格の制定が必要である。	【期待効果】この制定によって、国際規格との整合を図り、地震による振動及び衝撃の基本的な特性の理解が容易になり、その結果、国際取引の円滑化に寄与し、電気・電子機器等の合理的な耐震設計開発、品質の改善、などに寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・地震の概要 ・震度階級 ・応答スペクトルによる地震環境の記述 ・地震活動ゾーンの分類	-	IEC 60721-2-6:2022	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年9月	19.040	3

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2024年4月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	制定	C60793-1-50	光ファイバ ー 測定方法及び試験手順 ー 湿熱(定常状態)試験	Measurement methods and test procedures - Damp heat (steady state) tests	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>光ファイバは、実際の使用、保管及び／又は輸送中に置いて、様々な環境下に置かれるが、そこで発生する可能性のある高湿度、高温、温度変化などの環境条件に耐え、所定の品質を維持することが求められる。そのため、IECにおいては、そうした環境条件下での光ファイバの適合性を評価するための試験方法の開発が行われ、2014年に次の三つの国際規格が発行された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IEC 60793-1-50 Optical fibres - Measurement methods and test procedures - Damp heat (steady state) tests ・IEC 60793-1-51 Optical fibres - Measurement methods and test procedures- Dry heat (steady state) tests ・IEC 60793-1-52 Optical fibres - Measurement methods and test procedures-Change of temperature tests <p>このため、我が国においても、光ファイバの品質のより一層の向上、国際競争力の強化などを図るため、これらの国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。</p> <p>この規格は、IEC 60793-1-50を基に、主に、一定期間にわたる一定温度での高湿度(湿熱)の影響を評価する試験方法について規定するものである。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格を制定することによって、国内外の市場に対する製品品質の信頼性が確保され、取引の円滑化、国際競争力の強化などに寄与することが期待される。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲 ・引用規格 ・装置 ・サンプリング及び試料 ・手順 ・合否基準 ・結果 	-	IEC 60793-1-50:2014	MOD	<p>第2条の該当号: 4(試験方法)</p> <p>対象事項: 光ファイバ</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: ア、イ、エ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月			2
JSA	06 電子	制定	C60793-1-51	光ファイバ ー 測定方法及び試験手順 ー 乾燥(定常状態)試験	Measurement methods and test procedures- Dry heat (steady state) tests	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>光ファイバは、実際の使用、保管及び／又は輸送中に置いて、様々な環境下に置かれるが、そこで発生する可能性のある高湿度、高温、温度変化などの環境条件に耐え、所定の品質を維持することが求められる。そのため、IECにおいては、そうした環境条件下での光ファイバの適合性を評価するための試験方法の開発が行われ、2014年に次の三つの国際規格が発行された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IEC 60793-1-50 Optical fibres -Measurement methods and test procedures - Damp heat (steady state) tests ・IEC 60793-1-51 Optical fibres -Measurement methods and test procedures- Dry heat (steady state) tests ・IEC 60793-1-52 Optical fibres -Measurement methods and test procedures-Change of temperature tests <p>このため、我が国においても、光ファイバの品質のより一層の向上、国際競争力の強化などを図るため、これらの国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。</p> <p>この規格は、IEC 60793-1-51を基に、主に、一定期間にわたる高温(乾熱)の影響を評価する試験方法について規定するものである。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格を制定することによって、国内外の市場に対する製品品質の信頼性が確保され、取引の円滑化、国際競争力の強化などに寄与することが期待される。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲 ・引用規格 ・装置 ・サンプリング及び試料 ・手順 ・合否基準 ・結果 	-	IEC 60793-1-51:2014	MOD	<p>第2条の該当号: 4(試験方法)</p> <p>対象事項: 光ファイバ</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: ア、イ、エ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月			2

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2024年4月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	制定	C60793-1-52	光ファイバ ー 測定方法及び試験手順 ー 温度変化試験	Measurement methods and test procedures - Change of temperature tests	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>光ファイバは、実際の使用、保管及び/又は輸送において、様々な環境下に置かれるが、そこで発生する可能性のある高湿度、高温、温度変化などの環境条件に耐え、所定の品質を維持することが求められる。そのため、IECにおいては、そうした環境条件下での光ファイバの適合性を評価するための試験方法の開発が行われ、2014年に次の三つの国際規格が発行された。</p> <ul style="list-style-type: none"> •IEC 60793-1-50 Optical fibres - Measurement methods and test procedures - Damp heat (steady state) tests •IEC 60793-1-51 Optical fibres - Measurement methods and test procedures- Dry heat (steady state) tests •IEC 60793-1-52 Optical fibres - Measurement methods and test procedures-Change of temperature tests <p>このため、我が国においても、光ファイバの品質のより一層の向上、国際競争力の強化などを図るため、これらの国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。</p> <p>この規格は、IEC 60793-1-52を基に、主に、所定期間における温度変化の影響を評価する試験方法について規定するものである。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格を制定することによって、国内外の市場に対する製品品質の信頼性が確保され、取引の円滑化、国際競争力の強化などに寄与することが期待される。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> •適用範囲 •引用規格 •装置 •サンプリング及び試料 •手順 •合否基準 •結果 	-	IEC 60793-1-52:2014	MOD	<p>第2条の該当号: 4(試験方法)</p> <p>対象事項: 光ファイバ</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: ア、イ、エ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月			2
JSA	06 電子	制定	C61280-4-2	光ファイバ通信サブシステム試験方法 ー 第4-2部:敷設済みケーブル設備ーシングルモード減衰量及び光反射減衰量測定	Fiber-optic communication subsystem test procedures - Part 4-2: Installed cable plant - Single-mode attenuation and optical return loss measurement	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>FTTHの光配線の普及が進み、職場・家庭を問わず、超高速通信が利用できるようになってきている。シングルモード光ファイバのケーブル配線は、家庭用、商業用、産業用、及びデータセンターの構内、並びに外部の設備環境を含む様々な環境に設置され、その減衰量及び光反射減衰量を精度よく測定することは、サービス運用業務及びメンテナンス業務を遂行するために重要な技術である。</p> <p>このため、敷設済みケーブル設備のシングルモード減衰量及び光反射減衰量測定法について、2014年にIEC 61280-4-2として制定された。このような状況から、我が国においても光配線の減衰量及び光反射減衰量を精度よく測定するため、この国際規格に基づくものであり、国内産業界においても重要であるため、JISを制定する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格を制定することによって、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 光通信産業において、光ファイバ通信サブシステムの測定が容易になり、サービス運用の円滑化も期待できる。 2) 光要素部品を扱う中小企業の振興、及びスタートアップの新規参入も促進され、日本の産業界が活性化すると期待できる。 3) 市場の混乱が防げるだけでなく、正しい認知が定着することによって、市場の拡大が期待できる。 4) 日本企業の品質の高さで差別化することができるようになるため、国際競争力の強化に繋がる。 	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> •適用範囲 •引用規格 •用語、定義、図記号及び略語 •測定法 •試験装置 •試験手順 •計算 •測定の記録 •附属書A 1コード基準法 •附属書B 3コード基準法 •附属書C 2コード基準法 •附属書D オプティカルタイムドメインリフレクトメータ •附属書E 連続光による光反射減衰量測定方法A •附属書F 連続光による光反射減衰量測定方法B •附属書G 測定の不確かさの例 •附属書H OTDR構成情報 •附属書I 試験コード減衰量確認 •附属書J スペクトル減衰量測定 	-	IEC 61280-4-2:2014	IDT	<p>第2条の該当号: 4(試験の方法)</p> <p>対象事項: 光ファイバ通信サブシステム</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: ア、イ、ウ、オ、カ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG				2

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2024年4月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	制定	C61757-2-2	光ファイバセンサー第2-2部:温度測定-分布型センシング	Fiber optic sensors - Part 2-2: Temperature measurement - Distributed sensing	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバセンサーは、国内市場への普及を鑑みると仕様や評価方法の統一が必要であると判断され、2022年にJIS C 61757(光ファイバセンサー通則)が制定された。 一方、多種多様な光ファイバセンサーのうち、特に多く利用されている分布型温度センサーの詳細な仕様及び評価方法を個別規格として統一すべきとの要望が出されている。このような状況から、市場の状況を踏まえ、分布型光ファイバ温度センサーの仕様並びに試験及び測定方法について、IEC61757-2-2:2016を基に、JISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、光ファイバセンサーの製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際規格と整合することにより市場の拡大が期待される。	主な規定項目は次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・性能パラメータの測定のための一般試験系 ・性能パラメータの測定方法		IEC61757-2-2:2016 Fibre optic sensors - Part 2-2: Temperature measurement - Distributed sensing	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法) 対象事項: 分布型光ファイバ温度センサー	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、ク、コ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月			1
JSA	06 電子	制定	C61760-2	表面実装技術-第2部:表面実装部品(SMD)の輸送及び保管条件-指針	Surface mounting technology - Part 2: Transportation and storage conditions of surface mounting devices (SMD) - Application guide	【制定・改正する理由(必要性)】 能動部品、受動部品などの表面実装用電子部品(以下、SMDという。)は、世界のあらゆる業種で用いられている基本部品であり、国際貿易で取り扱われる重要な製品部類の一つである。SMDの輸送時及び保管時における注意事項は、SMDの流通にとって必要な情報である。このため、既にIEC 61760-2:2007(第2版)を対応国際規格とするJIS C 5070が制定されているが、IEC 61760-2の主要な規定である、表面実装部品の輸送、保管時の環境条件の分類、環境パラメータ及びその厳しさなどの規定が、昨今の社会環境の変化に合わせて全面的に改訂され、第3版として2021年に発行された。JISとしても、国際規格と整合し最新の技術水準に対応した規格とするとともに、IEC 61760-2の整合規格であることを明確にするため、規格番号を改めてこの規格を制定することが必要である。したがって、この規格の発効と同時に、JIS C 5070は廃止する予定である。	【期待効果】 SMDの市場への流通及び輸出入に関わる製造業者、使用者、物流業者などによるこの規格の周知を図ることによって、製品の損壊及び劣化を防止して、国内外における取引上の支障の未然防止に資することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.SMDの輸送及び保管の一般条件 5.SMDの輸送条件(環境分類、環境パラメータ及びその厳しさ) 6.SMDの保管条件(環境分類、環境パラメータ及びその厳しさ) 7.関連事項	JIS C 5070: 2009	IEC 61760-2:2021	IDT	第2条の該当号: 2(輸送の生産方法) 対象事項: 表面実装部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月	31.240	5	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2024年4月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	制定	C61810-10	電磁式エレメンタリリレー第10部:高容量リレーの追加機能及び安全性の要求事項	Electromechanical elementary relays - Part 10: Additional functional aspects and safety requirements for high-capacity relays	【制定・改正する理由(必要性)】 一般産業装置、電気設備などに用いられる低電圧装置用の電磁式エレメンタリリレーに対する一般及び安全性要求事項は、JIS C 61810-11に規定されている。しかしながら、電気エネルギー貯蔵システム、太陽光発電システム、電気自動車(EV)などに用いられる大容量リレーについては、電気アークの防止などの追加の機能面及び安全要件事項の規定が必要な状況となっている。こうした中、接点間の電気アークを消す機能の組み込み、絶縁協調などの機能面及び安全要件事項を規定したIEC 61810-10が2019年に制定された。我が国の大容量リレーを用いるシステムの安全性の向上、及び国際規格との規定の整合の観点からIEC 61810-10を基に、JISを制定する必要がある。	【期待効果】 この制定によって最新の市場ニーズに対応した性能及び安全性が確保でき、評価手順の標準化によって大容量用電磁リレーの円滑な流通が期待できる。また、国際規格と整合するJISを発行することによって国内メーカーの国際市場への参入と海外への拡大が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 影響量 5 定格値 6 試験の一般的規定 7 文書及びマーキング 8 温度上昇 9 基本動作・復帰機能 10 耐電圧 11 電氣的耐久性 12 機械的耐久性 13 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 14 端子 15 気密性 16 耐熱性及び耐火性 17 特殊試験 附属書A(規定)リレーに関する説明 附属書C(規定)試験のセットアップ 附属書E(規定)温度上昇試験の配線 附属書F(規定)空間距離及び沿面距離の測定 附属書G(規定)定格インパルス電圧、公称電圧及び過電圧カテゴリ間の関係 附属書H(規定)汚損度 附属書I(規定)保証トラッキング試験 附属書K(規定)グローワイヤ試験 附属書L(規定)ボールプレッシャー試験		IEC 61810-10:2019	IDT	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質、性能、耐久度) 対象事項: 電磁式エレメンタリリレー	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電気制御機器工業会のWG	2024年4月			1
JSA	06 電子	制定	C62343	ダイナミックモジュール通則	Dynamic modules - General and guidance	【制定・改正する理由(必要性)】 我が国において、ダイナミックモジュールは、通信システムを構築する重要な構成要素となっており、それらを用いた長距離・大容量光ファイバ通信システムやトラフィックの動的な変化や予期せぬ自然災害による伝送路の寸断等に柔軟に対応できる光ネットワーク網が実現されてきている。こうした中、国際規格IEC 62343(2013年初版発行)が2017年に第2版に改訂され、この規格の対象となるダイナミックモジュールの説明、用語、並びに基本的な考慮事項及び考え方が定義された。近年光ネットワークの多機能化が進められている中で、ダイナミックモジュール技術の更なる高度化が求められると共に、新技術の開発が進むものと考えられる。災害大国の我が国では、フレキシブルなネットワークの重要性が増しており、これらの新技術の開発がさらに進む前に、現在の国際規格と整合したJISの通則を制定する必要がある。	【期待効果】 制定することによって、製品の開発・製造に関する規格の作成方法の明確化で製品の開発・製造が容易になり、取引の円滑化が期待できるとともに、正しい認知が定着することにより、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 規格の作成方法 5 電磁両立性(EMC)に関する要求条件特性		IEC 62343:2017	IDT	第2条の該当号: 5(鉱工業の技術に関する用語、略語、記号) 対象事項: ダイナミックモジュール	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年7月	33.180.01; 33.180.99	5	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2024年4月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	04 管理システム規格	制定	Q9030	マネジメントシステムのパフォーマンス改善—新製品及び新サービス開発管理の指針	Performance improvement of management systems – Guidelines for new product and service development management	【制定・改正する理由(必要性)】 新製品及び新サービス開発管理は、製品及びサービスの開発に関する活動を効果的かつ効率的に行うためのプロセスを定め、維持向上、改善及び／又は革新して、次の製品及びサービスの開発に活かす一連の活動であり、生産及びサービス提供におけるプロセス保証とともに、品質保証(顧客及び社会のニーズを満たすことを確実にし、確認し、実証するために、組織が行う体系的活動)の中核をなす活動である。しかし、近年のISO 9001の普及とともに、品質保証を狭い意味で捉え、新製品及び新サービス開発管理の内容について十分な理解のないまま取り組んでいる組織が少なくない。その結果として、重大な品質事故及びトラブルを発生させたり、顧客及び社会にとって価値のある製品及びサービスの開発に失敗している組織もある。このため、品質マネジメントの主要な活動の一つである新製品及び新サービス開発管理に関して、基本的な考え方や取り組むべき重要な活動、及びその実践において役立つ手法として、潜在ニーズの把握、ボトルネック技術の明確化及びブレークスルー、デザインレビュー及び失敗の防止、初期流動管理、製品及びサービス開発プロセスの見直しなど、日本の品質マネジメントの特徴をなす多くの要素を含んだ適切な指針を国家規格として制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、多くの組織が活用できる、新製品及び新サービス開発管理に関する具体的指針が示され、各組織においてそれぞれの状況に応じた適切なマネジメントが行われるようになる。また、新製品及び新サービス開発管理の基本的な考え方や、重要な活動、活用できる手法などについての共通の理解が進むとともに、新製品及び新サービス開発管理の効果的かつ効率的な実施、ひいては、各組織が提供する製品及びサービスが顧客及び社会のニーズに合ったものになり、産業競争力の向上に寄与することが期待できる。さらに、サービス産業(医療・福祉、運輸、教育など)へのTQMの普及促進も期待できる。	主な規定項目は、以下のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語と定義 4. 新製品及び新サービス開発管理の基本 5. 新製品及び新サービス開発管理における重要なマネジメント活動の進め方 6. 新製品及び新サービス開発管理のためのツール			無	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: 品質マネジメント	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	基礎的・基盤的分野(幅広い関係者が活用する統一的方法を定める規格)		一般社団法人日本品質管理学会のWG	2022年10月	03.100.01	5
JSA	07 情報	制定	Q38503	情報技術—ITガバナンス—ITガバナンスのアセスメント	Information technology – Governance of IT – Assessment of the governance of IT	【制定・改正する理由(必要性)】 近年、あらゆる組織は、顧客、従業員、取引先、投資家その他を含む、ステークホルダに対して価値を創出することが求められる中で、ITは事業戦略に欠かせないものとなっている。ITによって実現される情報システムの巧拙が経営に大きな影響を及ぼすといっても過言ではなく、組織においてはITガバナンスを導入し、その価値を高めるための活動が行われている。 ITガバナンスの導入・実現に当たっては、JIS Q 38500(情報技術—ITガバナンス)を基礎として、経済産業省が公表している「システム管理基準」において、その要件が示されているが、ITガバナンス適用の有効性について、全体を俯瞰的に評価し、監査するものとなっていない。 一方、国際的には、ISO/IEC38500、ISO/IEC TS38501及びISO/IEC TR38502をベースにITガバナンスを導入した組織を体系的に評価及び監査できる規格が、日本も積極的に協力して開発され、2022年に、ISO/IEC 38503が制定された。 こうしたことから、今後、ITガバナンスを国際的に共通な視点で評価・監査することによって、その実効性を高めていくため、国際規格と整合したJISを制定することが必要である。	【期待効果】 この規格の制定によって、これまで、国内ではシステム管理基準を活用し、国際的には各国の規格によって評価及び監査を実施してきたが、国際的に共通な基準によって評価し、監査することが可能となることから、我が国の組織のITガバナンスがグローバルに推進され、産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 ITガバナンスの評価のメリット 5 アセスメントの範囲及びアプローチ 6 ITガバナンスのアセスメント 7 アセスメント活動		ISO/IEC 38503:2022	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: ITガバナンス	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月	35.020	4	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2024年4月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	Q38507	情報技術 - IT ガバナンス - AI(人工知能)の活用が組織のガバナンスに与える影響	Information technology - Governance of IT - Governance implications of the use of artificial intelligence by organizations	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>AIの組織への応用については、さまざまな問題が想定されている。今までのITとは異なり、組織の意志決定にも影響を与えることや、AIが学習することで、同じような状況下でも、異なった結果となることなどがある。また、AIを含むシステムは、従来のICTシステムより自律性が高く、人の感性に近い判断に使われることが多い。このように、AI(特に深層学習を用いるAI)は、性能保証を確実に実行する技術が未発達で、ガバナンス及びマネジメントによって信頼性を確保することが一般的である。そのため、組織の経営者は、AIの導入に当たって与える影響を、倫理を含めて事前に十分に検討することが求められることから、AIを組織に導入するとき、導入後の応用、運用などについて検討するための指針が必要となっている。</p> <p>同様なガバナンスの必要性については、EU及び国際団体でも議論されており、国際標準化のための検討が、日本も積極的に協力し、ISO/IEC JTC1/SC42において行われており、AI活用の組織ガバナンスへの影響、AI活用に対処するためのポリシーなどを規定したISO/IEC38507が発行される。この規格は、現在開発中のAI Management System Standard (ISO/IEC 42001)にも参照されており、今後、認証の参照規格として用いられる可能性も高い。</p> <p>こうしたことから、今後、AI 社会原則の実装に向けて、国内外の動向も見据えつつ、我が国の産業競争力の強化と、AI の社会受容の向上を図っていくため、国際規格と整合したJISを制定する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格の制定によって、ガバナンスに関する国際的な基準を示すことでの信頼性確保や、内部統制の根拠を示すことによる有価証券報告書の国内外に通用する基盤を与えることに寄与する。また、我が国の組織のAIのガバナンスがグローバルに推進され、産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与することも期待できる。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <p>1 適用範囲</p> <p>2 引用規格</p> <p>3 用語及び定義</p> <p>4 AI 活用の組織ガバナンスへの影響</p> <p>5 AI 及び AI システムの概要</p> <p>6 AI 活用に処するためのポリシー</p>	-	ISO/IEC FDIS 38507	IDT	<p>第2条の該当号:</p> <p>14(事業者の経営管理の方法)</p> <p>対象事項:</p> <p>ITガバナンス</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点:</p> <p>ア, オ, キ</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月	35.020	4
JSA	07 情報	制定	X0134-4	システム及びソフトウェア技術 - システム及びソフトウェアアシュアランス - 第4部:ライフサイクルにおけるアシュアランス	Systems and software engineering - Systems and software assurance - Part 4: Assurance in the life cycle	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>アシュアランス(assurance、主張が達成された、又は今後達成されるという正当な確信の根拠)の諸概念は、従来のシステム及びソフトウェア開発での、要求仕様及び設計仕様に基づいて実装する方法だけでなく、市場に急速に普及しつつある機械学習で成立したモデルを含むシステムのような、必ずしも仕様が存在しないシステムの開発・運用・保守における品質保証の観点から、今後ますます重要になる。すなわち、実装の検証及び仕様の妥当性確認を基本とする従来の考え方に加え、システム及びソフトウェアのライフサイクル(要求事項に対する、開発・運用・保守等のプロセスの進め方)の適切さをステークホルダ間で議論し、正当な確信を得る(アシュアランスを獲得する)ことが求められる。</p> <p>これに対応して、システム及びソフトウェアアシュアランスに関する規格の策定と見直しが国際的にも行われ、ISO/IEC/IEEE 15026規格群として制定されつつある。我が国においても、ISO/IEC/IEEE 15026-1:2019をJIS X 0134-1:2021(概念及び用語)、ISO/IEC/IEEE 15026-2:2011をJIS X 0134-2:2016(アシュアランスケース)として既にJIS化している。ISO/IEC/IEEE 15026-4は、システム及びソフトウェアの開発・運用・保守のためのライフサイクルプロセス(ISO/IEC/IEEE 12207及びISO/IEC/IEEE 15288)と、それらの各プロセスにおいて、アシュアランス獲得のために特に考慮すべき事項とを対応付ける手引となる規格である。2012年に制定されたのち、ライフサイクルプロセスの国際規格の改訂に伴い、改訂版が2021年に発行された。</p> <p>ISO/IEC/IEEE 12207:2017はJIS X 0160:2021として、ISO/IEC/IEEE 15288:2015はJIS X 0170:2020としてJIS化されている一方で、ISO/IEC/IEEE 15026-4は未だJIS化されておらず、我が国のシステム及びソフトウェア開発におけるライフサイクルのアシュアランス獲得に困難が生じているため、早急にJIS化が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格を制定することによって、システム及びソフトウェア(以下、「システム」という。)の開発・運用・保守といったライフサイクルプロセスと、システムへの要求事項のアシュアランスに必要なプロセスとを対応付けることが普及する。このことによって、システム開発・運用・保守における取引の円滑化が期待できる。さらに、システムのステークホルダによる議論及び合意形成(アシュアランス獲得)が重要となることへの国内産業界での理解が進むことで、機械学習の利用を含むシステム・サービス開発においてアシュアランスの諸概念を活用した品質向上がなされ、国際競争力強化に繋がること期待できる。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <p>1 適用範囲</p> <p>2 引用規格</p> <p>3 用語及び定義</p> <p>4 適合性</p> <p>5 主要概念</p> <p>6 システムアシュアランスプロセスビュー</p> <p>7 ソフトウェアアシュアランスプロセスビュー</p>	-	ISO/IEC/IEEE 15026-4:2021	IDT	<p>第2条の該当号:</p> <p>7(作成方法)</p> <p>対象事項:</p> <p>電磁的記録(システム及びソフトウェアアシュアランス)</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点:</p> <p>ア, ウ, エ, カ, キ</p> <p>欠点:</p> <p>いずれも該当しない。</p>	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月	35.080	4

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2024年4月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	07 情報	制定	X0164-11	ITアセットマネジメント—第11部:ITアセットマネジメントシステムの審査及び認証機関に対する要求事項	IT asset management—Part 11: Requirements for bodies providing audit and certification of IT asset management systems	【制定・改正する理由(必要性)】 ソフトウェアアセットマネジメント(SAM)のためのJIS X 0164規格群は、ソフトウェアアセット及び関連するITアセットをマネジメントするプロセス及び技術の両方に対応している。また、JIS X 0164-1で、ITアセットマネジメントシステム(ITAMS)の要求事項が規格化されたことによって、市場ではITAMSの構築と機能の高度化が進んでいる。一方、より一層の進展を確実なものにするためには、世界的に運用されているマネジメントシステム認証制度と同様に、技術的能力を有し、公正・公平な立場から審査・認証を行う機関(以下、認証機関という。)によって、ITAMSがその要求事項に適合していることの認証が受けられることが有効である。このため、ITAMSの認証機関に対する要求事項の規格化が必要であり、この要求に従いISO/IEC JTC1 SC7/WG21では、2021年6月に、ISO/IEC 19770-11(Requirements for bodies providing audit and certification of IT asset management systems)を発行した。 我が国においても、JIS X 0164-11に基づくITAMSの導入・運用が広く普及しており、今後、システムの信頼性を確保する観点から、ITAMSの規格適合性について審査・認証を行う上記認証機関が必要であることから、国際規格に整合した認証機関に対する要求事項を規定するJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、国際的に共通の審査・認証基準に適合する認証機関が設立し、これらの機関による認証制度が普及することによって、ITAMSの信頼性の向上が図られ、ITアセットのより一層の品質向上、産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 原則 5. 一般要求事項 6. 組織運営機構に関する要求事項 7. 資源に関する要求事項 8. 情報に関する要求事項 9. プロセス要求事項 10. 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項	-	ISO/IEC 19770-11:2021	IDT	第2条の該当号: 13(提供に必要な能力) 対象事項: ITアセットマネジメントシステムの認証	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月	35.080.03.120.20	4	
JSA	07 情報	制定	X5150-4	汎用情報配線設備—第4部:個別住宅	Information technology—Generic cabling for customer premises—Part 4: Single-tenant homes	【制定・改正する理由(必要性)】 情報通信のトラフィック量は、毎年大幅な増加の一途をたどっているとともに、更に高速通信が可能な新しいアプリケーションが次々に開発されている。これらに対応するため、2017年に、ISOにおいて情報配線設備に関する国際規格体系に変更があり、新しい国際規格体系のISO/IEC 11801規格群(Information technology—Generic cabling for customer premises)では、旧規格体系のときに個別規格であった複数の規格を、共通の一般要件とそれぞれの規格の個別要件とに区分して一つの規格体系となった。それによって、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験、運用・保守など)を適切に行うことが可能となる。 JIS X 5150規格群(汎用情報配線設備)の対応国際規格であるISO/IEC 11801規格群の第1部～第3部については、それぞれ、JIS X 5150-1(第1部:一般要件)、JIS X 5150-2(第2部:オフィス施設)及びJIS X 5150-3(第3部:産業用施設)としてJIS化されているが、利用者から標準化を強く求められている“個別住宅”について、ISO/IEC 11801-4(Information technology—Generic cabling for customer premises—Part 4: Single-tenant homes)を基に、新たにJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、一つの規格体系に従った設計、施工、試験などを行うことが可能となり、ネットワークの相互接続への対応を容易にできるとともに、最新の通信アプリケーションだけでなく、開発中の通信アプリケーションを含めた要求に対応が可能となることが期待できる。 また、配線システムの提供者は、共通規格に基づいた商品(配線システム)を顧客に提供可能となるとともに、配線システムの利用者は、共通規格に基づいた設計、施工、試験などを受けることによって、どの配線システム提供者からも同等品質の商品を受けられることが可能となることが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語、定義及び略語 4. 適合性 5. 汎用配線システムの構造 6. チャネル性能要件 7. リンク性能要件 8. 基本配線構成 9. ケーブルの要件 10. 接続器具の要件 11. コード	-	ISO/IEC 11801-4:2017/Cor1:2018	IDT	第2条の該当号: 1(構造、品質、性能) 対象事項: 個別住宅用汎用情報配線設備	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG				2

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2024年4月15日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X5150-5	汎用情報配線設備－第5部：データセンタ	Information technology－Generic cabling for customer premises－Part 5: Data centres	【制定・改正する理由(必要性)】 情報通信のトラフィック量は、毎年大幅な増加の一途をたどっているとともに、更に高速通信が可能な新しいアプリケーションが次々に開発されている。これらに対応するため、2017年に、ISO/IEC JTC 1/SC 25(情報機器間の相互接続)において、情報配線設備に関する国際規格の体系に変更があり、新しい規格体系では、旧規格体系のときに個別規格であった複数の規格を、共通の一般要件の規格と個別要件の規格とにパートで区分する部編成の規格群となった。一つの規格群とすることによって、ネットワークへの要件が明確になり、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験及び運用・保守)を適切に行うことが可能となる。 対応国際規格の第1部及び第2部については、それぞれ、JIS X 5150-1(汎用情報配線設備－第1部：一般要件)及びJIS X 5150-2(汎用情報配線設備－第2部：オフィス施設)としてJIS化されており、第3部については、JIS X 5150-3(汎用情報配線設備－第3部：産業施設)としてJIS化作業中であり、利用者から標準化を強く求められている“データセンタ”についても、対応国際規格であるISO/IEC 11801-5を基に、新たにJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、一つの規格群に従った設計、施工、試験及び運用・保守を行うことが可能となり、相互接続が進むネットワークへの対応が適切にできる。また、配線システムの提供者は、共通規格に基づいた商品(配線システム)を顧客に提供可能となるとともに、配線システムの利用者は、どの配線システム提供者からも同等品質の商品を受けることが可能となることを期待できる。さらに、対応国際規格の体系と一致したJISとすることによって、海外からの輸入及び海外への輸出の際の貿易障壁がなくなることが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語、定義及び略語 4. 適合性 5. 汎用配線システムの構造 6. チャネル性能要件 7. リンク性能要件 8. 基本配線構成 9. ケーブルの要件 10. 接続器具の要件 11. コード及びジャンパの要件 附属書A(規定) 平衡配線リンクの組合せ	-	ISO/IEC 11801-5:2017	-	第2条の該当号：1(構造、性能) 対象事項：汎用情報配線設備	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年10月	35.200	4
JSA	07 情報	制定	X30302	情報及びドキュメンテーション－記録のマネジメントシステム－実施の指針	Information and documentation－Management systems for records－Guidelines for implementation	【制定・改正する理由(必要性)】 記録管理のベストプラクティスを標準化したものとして、ISO 15489-1:2016を基にしたJIS X 0902-1(情報及びドキュメンテーション－記録管理－第1部：概念及び原則)が2019年に制定されたが、我が国にはそれを業務実践、組織管理及びトップマネジメントの中に組み込むための規格が存在しない状況が続いてきた。ISO 30300シリーズ(Information and documentation－Records management)は、この“記録管理”の規格との整合性を保持しながら、トップマネジメントによる体系的な記録管理を推進して記録の品質を改善し、業務実践及び組織運営に高い効果をもたらすのを目的とした規格である。この両者は、車の両輪であり、併用することによって記録管理の組織的マネジメントが成立し、最大限の効果をもたらすものである。2023年5月にこのシリーズ規格のISO 30300を基にしてJIS X30300(情報及びドキュメンテーション－記録のマネジメントシステム－中核概念及び用語)が、また、ISO 30301を基にして、JIS X30301[(同)－要求事項]が制定された現在、ISO 30302:2022[(同)－Guidelines for implementation]をJISとして制定することによって、記録のマネジメントシステムを実施するための一連の手引を提供でき、その本格的な導入及び実施が可能になる。	【期待効果】 この規格の制定によって、より適正で効率的な記録のマネジメントシステムを導入し実施するための一連の手引が提供でき、組織の背景事情に応じた記録のマネジメントシステムの構築が可能となる。これを通して、責任が明確なマネジメント体制の中における意思決定の透明性、トレーサビリティの確保が期待でき、製品開発・生産プロセスの合理化を促進することができる。また、各種業務に関する記録の管理・統制改善などのために、標準化された記録管理の枠組みを提供することで、相互理解の促進、及び効率的な産業活動の基盤形成に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 組織の状況 5. リーダーシップ 6. 計画 7. 支援 8. 運用 9. パフォーマンス評価 10. 改善	-	ISO 30302:2022	IDT	第2条の該当号：7(使用方法) 対象事項：記録のマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、エ 欠点： いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2024年1月		2